

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札（政府調達対象外）に付します。

令和 7 年 11 月 14 日
分任支出負担行為担当官
木曽森林管理署長 北村 大

記

1 一般競争入札に付する事項

（１） 件名

低濃度 P C B 廃棄物収集・運搬及び処分業務委託（御岳御厩野林道第 7 号橋梁）

（２） 業務内容

低濃度 P C B 廃棄物（塗膜くず）の収集・運搬及び処分

（３） 契約期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 19 日まで

（４） 発生場所

長野県木曽郡王滝村三浦国有林 2625・2638 林班 御岳御厩野林道第 7 号橋梁

（５） 電子調達システムの利用

本案件への競争参加手続き及び入札執行は、電子調達システムで行う。なお、電子調達システムによりがたい者は、紙入札により参加することができる。

調達ポータル：<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

（１） 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２） 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（３） 令和 7・8・9 年度農林水産本省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされた者であること。

なお、競争参加希望者で、（全省庁統一資格）を有していない者は、上記 1（６）に記載の調達ポータル「統一資格審査を行う」より申請手続きを実施の上、資格を取得すること。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4>

インターネット申請の操作方法等についての問い合わせ先

https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/geps-chotatujocho/resources/app/html/shinsei_internet.html

（４） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という）第 15 条の 4 の 4 第 1 項に基づく低濃度 P C B 廃棄物の無害化処理の認定を受けている者であること。

（５） 廃棄物処理法第 14 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の収集運搬業務（P

ＣＢ廃棄物）の許可を、廃棄物の積込場所及び荷卸し場所を管轄する都道府県知事もしくは政令指定市長から受けている者を選定すること。

- (6) 契約担当官等から、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領について」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けている期間中に該当しない者であること。

3 入札説明書等を交付する場所並びに期間等

(1) 場所

中部森林管理局ホームページ及び以下の場所において交付する。

〒399-5604 長野県木曽郡上松町正島町 1-4-1

木曽森林管理署総務グループ

電話：050-3160-6065

電子メールアドレス：kiso.d.f.o@maff.go.jp

(2) 電子調達システムによる交付

仕様書等資料は、電子調達システム（調達ポータル サイト）で交付する。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

（調達ポータルサイトから資料をダウンロードする方法）

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/attach/pdf/densityoutatusisutemuriyou-9.pdf>

ただし、最新の中部森林管理局競争契約入札心得については、中部森林管理局ホームページで交付する。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/kokoroe.html

(3) 期間

令和 7 年 11 月 15 日（土曜日）から令和 7 年 12 月 1 日（月曜日）

9 時 00 分から 12 時 00 分及び 13 時 00 分から 17 時 00 分（ただし、行政機関休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる行政機関の休日を除く。）

4 入札者に求められる義務等（競争参加資格確認申請書）

この入札に参加を希望する者は、次の書類を上記 3（1）の場所に提出しなければならない。なお、分任支出負担行為担当官から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

また、提出された書類は分任支出負担行為担当官が審査するものとし、上記競争参加資格を満たしていると判断された者のみ参加できるものとする。

(1) 提出書類

ア 競争参加資格確認申請書

イ 令和 7・8・9 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し 1 部

ウ 廃棄物処理法第 15 条の 4 の 4 第 1 項に基づく低濃度 ＰＣＢ廃棄物の無害化処理の認定を受けていることが分かる書類

エ 廃棄物処理法第 14 条の 4 第 1 項の規定に基づく特別管理産業廃棄物の収集運搬業務

(PCB廃棄物)の許可を、廃棄物の積込場所及び荷卸し場所を管轄する都道府県知事もしくは政令指定市長から受けていることが分かる書類

(2) 提出期限

令和7年11月21日(金曜日)17時00分

(3) 提出方法

ア 電子調達システムにより参加する場合

上記(1)による提出書類を電子調達システムでPDFファイル形式により送信すること。

イ 紙入札方式により参加する場合

上記3(1)アの場所に郵送(書留等配達記録の残るものに限る。)又は持参すること。

なお、上記の場所へ電子メールによる提出も可とする。

5 入札の方法

入札者は上記1(2)の総価を入札書に記載すること。また入札書に別紙入札金額内訳書を添付すること。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札書の提出・入札執行の場所並びに日時等

(1) 電子調達システムにより参加する場合

ア 入札の日時

令和7年11月27日(木曜日)9時00分から令和7年12月2日(火曜日)10時00分までに入札金額の送信を行うこと。

イ 開札の場所及び日時

木曽森林管理署入札室 令和7年12月2日(火曜日)10時00分

(2) 紙入札により参加する場合

ア 入札・開札の場所及び日時

上記(1)イに同じ。

(郵便入札を認める。なお、郵便入札を行うときは、令和7年12月2日(火曜日)10時00分までに入札書類が当局に到着するように、書留郵便又は託送(書留等配達記録が残るものに限る。)により提出すること。ただし、開札にあたり予定価格の制限の範囲内の入札がない場合には、直ちに再度入札を行うが、郵便入札を行った場合は、再度の入札に参加できない。)

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札、申請書類又は資料等に虚偽の記載をした者の入札、中部森林管理局競争契約入札心得第7条の規定に違反した者の入札は無効とする。

8 入札保証金及び契約保証金

免除する。

9 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本通貨

11 その他

- (1) 暴力団排除に関する誓約事項については、中部森林管理局競争契約入札心得に明記する。
- (2) 電子調達システムによる手続き開始後の紙入札方式への途中変更は、原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができるものとする。
- (3) 電子調達システムに障害等のやむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
- (4) 入札者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。
- (5) その他本公告に記載なき事項は中部森林管理局競争契約入札心得等による。

以上、公告する。

お知らせ

- 1 農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働き掛けを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、当森林管理局のホームページの発注者綱紀保持をご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/keiyaku_info/koukihoji/index.html

- 2 農林水産省は、経済財政運営と改革の基本方針2020について（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、書面・押印・対面の見直しの一環として、押印省略などに取り組んでいます。